

プラチナドリーム ニッセイ株価指数連動型年金

Platinum Dream

年金原資保証機能付株価指数連動型年金保険(無配当H20)



ご検討にあたっては、当契約締結前交付書面と「積立利率・投入割合・換算率のお知らせ／積立金(解約払戻金)例表」とを合わせてご覧ください。お申込みにあたっては、クーリング・オフ制度、お支払事由の詳細や制限事項等、契約内容に関する重要な事項について記載している当契約締結前交付書面と「ご契約のしおり一約款」を必ずご確認ください。

詳しくは、生命保険募集人までお気軽にご相談ください。

募集代理店からのお知らせ 生命保険契約の当金融機関でのお取扱いにあたって

- お客様へ保険商品のご提案を行うにあたり、当金融機関とお客様の取引に関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客様へのコンサルティング上、必要な範囲において利用する場合があります。
- 当金融機関の取扱いで保険商品のご契約をいただいた場合、お客様の契約内容、申込書記載事項、その他知りえた情報を必要な範囲において当金融機関業務に利用する場合があります。※情報の利用に際しては、事前にお客様の同意をいただきます。
- 今回の保険契約募集に関する当金融機関とお客様との取引が、当金融機関におけるお客様に関する業務に影響を与えることはありません。

引受保険会社

日本生命保険相互会社

- お客様専用フリーダイヤル **0120-56-2186** (オペレーター対応)
携帯電話・PHSからもご利用になれます。
【受付時間】月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、12/31～1/3を除く)
- お客様専用フリーダイヤル **0120-21-5680** (自動音声サービス)
※ログインIDやパスワードが必要となります。
携帯電話・PHSからもご利用になれます。
【受付時間】24時間(午前3:00～4:00を除く)
ホームページアドレス <http://www.nissay.co.jp>

(生19-943 金融法人管理G) BK-PD21

募集代理店

⚠ この保険は日本生命を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります。**

引受保険会社



NISSAY

日本生命保険相互会社

I 契約概要

契約締結前交付書面（契約概要）について

- この「契約締結前交付書面（契約概要）」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。
- 「契約締結前交付書面（契約概要）」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等につきましては「ご契約のしおりー約款」に詳しく記載しておりますので、合わせてご確認ください。

1. 引受保険会社の名称および住所・連絡先

- 引受保険会社：日本生命保険相互会社
- 本店住所 :〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12
- ご契約に関するご要望・苦情等につきましては
ニッセイ投資型年金事務センター
〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-6 文京グリーンコート
お客様専用フリーダイヤル 0120-56-2186
携帯電話・PHSからもご利用になれます。
[受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く）
ホームページアドレス <http://www.nissay.co.jp>

2. 商品の仕組み

- 保険商品の名称：ニッセイ株価指数連動型年金
- 保険商品の特徴

- この商品は、一時払保険料から契約の締結に必要な費用を控除した後の金額を、「積立金（最低保証年金原資部分）」と「積立金（株価指数連動年金原資部分）」の2つの部分に分けて積立てます。
積立金（最低保証年金原資部分）は、日本国債等を中心に運用し、市場金利の変動を積立金（最低保証年金原資部分）に反映しております。したがって、据置期間中の積立金（最低保証年金原資部分）の金額は、積立金（株価指数連動年金原資部分）に投入された金額を下回ることがあります。
積立金（株価指数連動年金原資部分）は、株価指数の変動および経過期間に応じて変動します。また、米国株式型では、S & P 500を円換算した値を株価指数として使用しているため、為替の変動によっても積立金（株価指数連動年金原資部分）が変動します。したがって、据置期間中の積立金（株価指数連動年金原資部分）の金額は、積立金（株価指数連動年金原資部分）に投入された金額を下回ることがあります。
解約払戻金額は、上記を合計した据置期間中の積立金額と同額となります。したがって、**解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じることがあります。**
- 年金額は、年金原資に基づき、年金支払開始日における基礎率（予定利率、予定死亡率等）によって計算されるもので、**ご加入時には将来受取る年金額は定まっていません。**

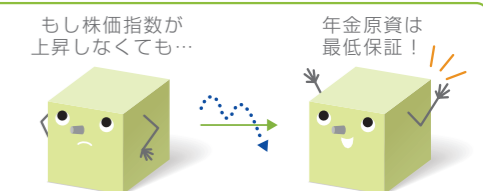
「プラチナドリーム」は、あなたの資産に減らない安心と増える楽しみをお届けする個人年金保険です。

ポイント1

まもる

安心の最低保証

年金支払開始日の前日の年金原資は基本給付金額と同額を最低保証します。



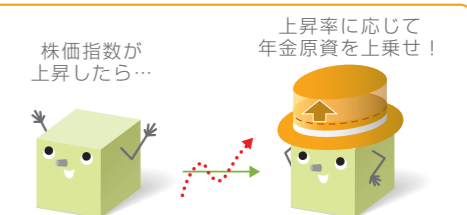
ポイント2

はぐくむ

年金原資の上乗せ

契約日からの株価指数の上昇率に応じて年金原資を上乗せします。

選択いただける保険契約の型 国内株式型 米国株式型



ポイント3

確保する

積立金額の上昇を逃さずキャッチ

積立金額が積立金ターゲット値に到達した場合は自動的に積立金を確保します。

設定いただける積立金ターゲット値は110%～150%まで10%刻みとなります。



当書面記載のイメージ図は、将来の積立金額・解約払戻金額・死亡給付金額の推移をお約束するものではありません。
なお、積立金額の波線は、市場金利および株価指数が変動（上昇・下降）したと仮定して記載しています。

イメージ図

ポイント1

まもる

契約日より株価指数が
上昇していない場合
⇒基本給付金額と同額

ポイント2

はぐく
育む

契約日より株価指数が
上昇している場合
⇒上昇率に応じて年金原資を上乗せ

ポイント3

確保
する

積立金額が積立金ターゲット値に
到達した場合
⇒自動的に積立金を確保し、年金額を確定



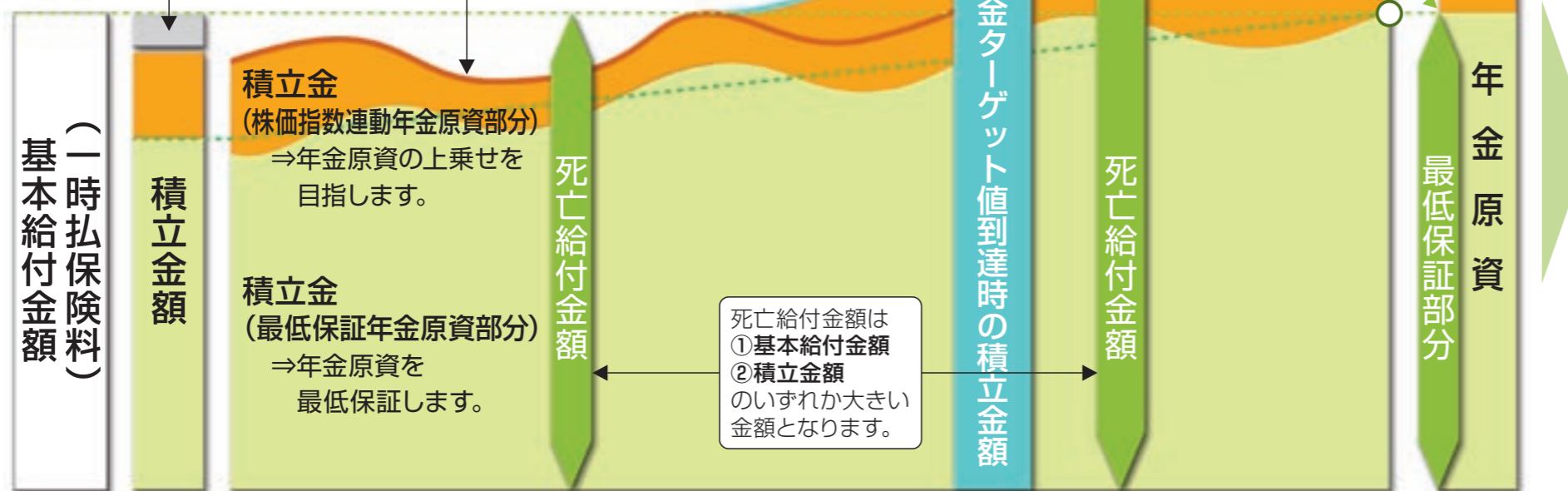
契約の締結に必要な費用

据置期間		
5年	7年	10年
2.5%	3.5%	5.0%

積立金ターゲット値に
到達する場合の積立金額

郵送で
お知らせします。

解約払戻金額は積立金額と同額
積立金額＝積立金（最低保証年金原資部分）
＋
積立金（株価指数連動年金原資部分）
※解約払戻金額は基本給付金額（一時払保険料）を下回ることがあります。（P.10参照）



▲ 契約日（10日または25日）

据置期間（5年・7年・10年）

▲ 年金支払開始日

契約日より3年経過

契約日より3年経過までは年金額を確定する取扱いができません。

年金額を確定する取扱いができます。

年金支払開始時に、年金支払方法を見直すことができます。

※ご契約時に設定いただく年金の種類は10年確定年金となります。

確定年金		あらかじめ定められた期間中、毎年、同額の年金額をお支払いします。年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合は、将来の年金の現価に相当する金額（死亡一時金*1）を年金受取人*2にお支払いします。
終身年金		被保険者が生存されている間、毎年、同額の年金額を生涯（終身）にわたってお支払いします。保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合は、保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する額（死亡一時金*1）を年金受取人*2にお支払いします。この場合、死亡一時金は年金原資と比べて少なくなります。なお、保証期間経過後は、死亡一時金はありません。
一括支払		年金支払開始日以後、年金でのお支払いに代えて、一括でお支払いすることもできます。

*1 死亡一時金の支払方法については、一時金でのお支払いに代えて、継続して年金でお支払いすることもできます。
*2 年金受取人が被保険者の場合は、後継年金受取人にお支払いします。

※年金支払開始時に選択できる年金の種類等は、変更日に日本生命が取扱っている範囲内に限ります。
※年金支払開始日における被保険者の年齢によっては、選択できない年金の種類等がありますので、詳しくは「7.ご契約の引受条件（P.8）」をご確認ください。また、年金の種類等を変更される場合、変更後の年金額が12万円未満となる変更はお取扱いできません。

■この保険の年金額はご加入時に定まるものではありません。
※年金額は年金原資および年金支払開始日における基礎率（予定利率、予定死亡率等）によって計算されるもので、ご加入時には将来受取る年金額は定まっていません。ただし、年金支払方法が10年確定年金の場合、実際の年金額は、最低保証年金額を下回ることはありません。（年金の種類等の変更を行った場合、最低保証年金額は適用されません。）

※一時払保険料から契約の締結に必要な費用を控除した後の金額を、「積立金（最低保証年金原資部分）」と「積立金（株価指数連動年金原資部分）」の2つ部分に分けて積立めます。

保険用語のご説明

基本給付金額

死亡給付金額の算出の際に基準となるもので、一時払保険料と同額になります。ただし、ご契約締結後にその金額が減額されたときは、減額後の金額とします。

責任開始日

日本生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合には、一時払保険料のお払込日（着金日）となります。

契約日

責任開始日が1開始日が属する日から15日の場合、責任開始日が16開始日が属する

日から15日の場合、責任開始日が16開始日が属する日から15日の場合、責任開始日が16開始日が属する

積立金（最低保証年金原資部分）

責任開始日における積立利率を契約日より適用して積立、年金支払開始日の前日に基本給付金額と同額となります。したがって、据置期間満了時には年金原資は基本給付金額と同額が最低保証されます。

積立金（株価指数連動年金原資部分）

契約日の株価指数と比較して、年金支払開始日の前日における株価指数が上昇している場合に、その上昇率に応じて年金原資が上乗せされます。（上昇していない場合は株価指数連動年金原資はゼロとなります。）

毎月2回（1日と16日）、据置期間、保険契約の型ごとに決定する4つの項目

積立利率

積立金（最低保証年金原資部分）に適用する利率のことをいいます。

最低保証部分投入割合

一時払保険料のうち、積立金（最低保証年金原資部分）に投入される金額の割合のことをいいます。

株価指数連動部分投入割合

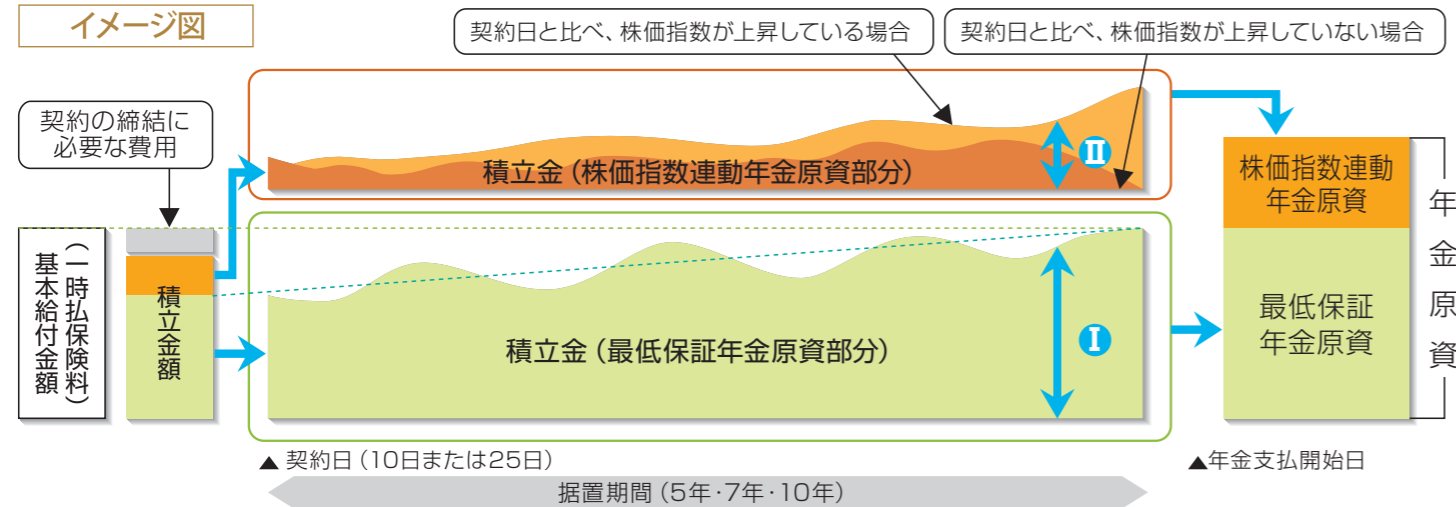
一時払保険料のうち、積立金（株価指数連動年金原資部分）に投入される割合のことをいいます。

換算率

積立金（株価指数連動年金原資部分）に投入された金額で購入することのできる株価指数コールオプションの単位数を算出するための率のことをいいます。

元本を確保しつつ、年金原資の上乗せを狙います。

この商品は、一時払保険料から契約の締結に必要な費用を控除した後の金額を、「積立金（最低保証年金原資部分）」と「積立金（株価指数連動年金原資部分）」の2つの部分に分けて積立金として積立て、「積立金（最低保証年金原資部分）」で年金原資について基本給付金額（一時払保険料）を最低保証するとともに、「積立金（株価指数連動年金原資部分）」で株価指数が上昇した場合に、年金原資を上乗せします。



年金原資を最低保証するしくみ

<積立金（最低保証年金原資部分）I>

責任開始日における積立利率を契約日より適用して積立て、年金支払開始日の前日に基本給付金額と同額となります。したがって、据置期間満了時には年金原資は基本給付金額と同額が最低保証されます。

年金原資を上乗せするしくみ

<積立金（株価指数連動年金原資部分）II>

契約日の株価指数と比較して、年金支払開始日の前日における株価指数が上昇している場合に、その上昇率に応じて年金原資が上乗せされます。（上昇していない場合は株価指数連動年金原資はゼロとなります。）
また、据置期間中は、株価指数コールオプションでの運用を前提として積立てます。

■ 選択いただける保険契約の型は下記のとおりです。

保険契約の型		概要
国内株式型	日経平均株価 [日経225]	東京証券取引所第一部に上場する株式のうち225銘柄を対象として算出。東証株価指数（TOPIX）と並んで日本を代表する株価指数。日経225とも呼ばれており、日本経済新聞社が毎分、算出・公表。
米国株式型	S&P500 (円換算)	アメリカ合衆国の投資情報会社でもあるスタンダード・アンド・プアーズ社が算出しているアメリカの代表的な株価指数。ニューヨーク証券取引所、アメリカン証券取引所、NASDAQに上場している銘柄から代表的な500銘柄の株価をもとに算出。

⚠ ご契約時に選択した保険契約の型（「国内株式型」「米国株式型」）は、それ以降変更できません。

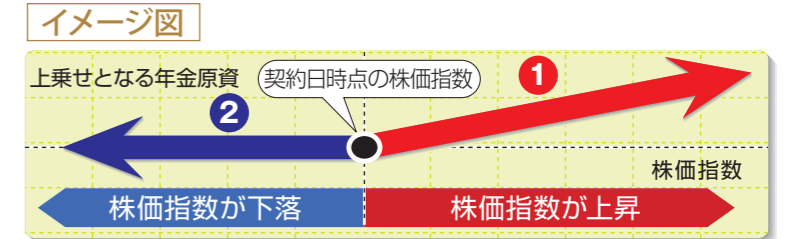
日経平均株価[日経225]、S&P500について

- 日経平均株価（「日経平均」）は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物です。「日経」および「日経平均」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。この商品について、株式会社日本経済新聞社は一切の責任を負いません。
 - 「Standard & Poor's®」「S&P®」「スタンダード&プアーズ」は、ザ・マガローウ・ヒル・カンパニー社の所有する登録商標です。この商品は、スタンダード&プアーズおよびその関連会社によって支持、保証、販売又は販売促進されるものではありません。この商品について、スタンダード&プアーズおよびその関連会社は一切の責任を負いません。
- ※日経平均株価、S&P500につきましては「ご契約のしおり一約款」にて、詳細をご説明しておりますのでご確認ください。

株価指数の上昇を反映する透明性の高いしくみです。

年金原資は最低保証年金原資と株価指数連動年金原資の合計額となります。

- 1 株価指数が上昇している場合は、上昇率に応じて年金原資が上乗せとなります。
 - 2 株価指数が上昇していない場合は、株価指数連動年金原資はゼロとなります。（基本給付金額と同額）
- ※「米国株式型」の場合は、株価指数を円換算した値にて判定します。



<ご参考>

株価指数上昇に伴う年金原資の上乗せ部分は、「株価指数の上昇を年金原資に反映させる割合(*)」を用いて下記のとおり計算することができます。
*「株価指数の上昇を年金原資に反映させる割合」=「株価指数連動部分投入割合」×「換算率」で計算することができます。株価指数連動部分投入割合、換算率につきましては、「ご契約のしおり一約款」をご確認ください。

● 一時払保険料1000万円 株価指数連動部分投入割合10.0% 換算率3.00の場合の計算例

ケース1 年金支払開始日の前日における株価指数が契約日より+30%上昇している場合

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{一時払} & \text{株価指数} & \text{株価指数の上昇を年金原資} & \text{年金原資} \\ \text{保険料} & \text{上昇率} & \text{に反映させる割合} & \text{上乗せ} \\ \hline 1000\text{万円} & \times 30\% & \times 30\% & = 90\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|c|} \hline \text{最低保証年金原資部分} & \text{年金原資} \\ \hline 1000\text{万円} & + \text{株価指数連動年金原資部分} \\ & 90\text{万円} \\ \hline \end{array} = 1090\text{万円}$$

ケース2 年金支払開始日の前日における株価指数が契約日より上昇していない場合

$$\begin{array}{|c|c|} \hline \text{基本給付金額を最低保証} & \text{年金原資} \\ \hline \text{最低保証年金原資部分} & + \text{株価指数連動年金原資部分} \\ 1000\text{万円} & + 0\text{万円} \\ \hline \end{array} = 1000\text{万円}$$

積立金額が増加した場合、その積立金額をもとに年金額を確定することができます。

年金額を確定する取扱いについて

ご契約者からのお申し出により契約日からその日を含めて3年経過以後、年金支払開始日前に限り、年金額を確定することができます。年金額確定日は、必要書類を日本生命が受付けた日となります。

※積立金額が基本給付金額を下回る場合は、年金額を確定できません。

- この場合の年金の種類および年金支払開始日は年金額を確定する前の年金と同じです。
- この場合の年金額は、年金額確定日における積立金額に基づき、日本生命の定める計算方法により、確定日における基礎率（予定利率等）によって計算されます。
- 年金額の確定を行った後は、つぎのような取扱いとなります。
「年金の種類等の変更」、「第1回年金支払日の変更」を行った場合、年金額は年金支払開始日の前日における責任準備金額に基づき、日本生命の定める計算方法により、年金支払開始日における基礎率（予定利率、予定死亡率等）によって計算されます。

積立金ターゲット値の設定による年金額の確定について

積立金ターゲット値を設定いただくことにより、年金額を自動的に確定することもできます。
※積立金ターゲット値は、基本給付金額の110%~150%まで10%刻みで設定いただけます。

- 積立金が契約日からその日を含めて3年経過以降、年金支払開始日の前日までに積立金ターゲット値以上となった場合、年金額を自動的に確定します。

積立金ターゲット値への到達の判定は日本生命が毎日行い、到達した場合は、郵送でご契約者へご案内いたします。

※積立金額の推移は日本生命オフィシャルホームページ (<http://www.nissay.co.jp>) で毎日ご確認ください。
※年金額を確定する取扱いにつきましては「ご契約のしおり一約款」にて、詳細をご説明しておりますのでご確認ください。

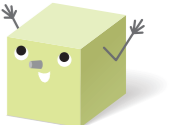
万が一のときの安心〔死亡給付金〕

生命保険ならではの死亡保障

据置期間中、被保険者がお亡くなりになった場合、基本給付金額(*)と積立金額のいずれか大きい金額を死亡給付金としてお支払いします。株価指数の上昇が思わしくない場合でも、死亡給付金には基本給付金額(*)と同額の最低保証があります。

*基本給付金額は一時払保険料と同額となります。ただし、ご契約締結後にその金額が減額されたときは、減額後の金額となります。

死亡給付金には最低保証があります。



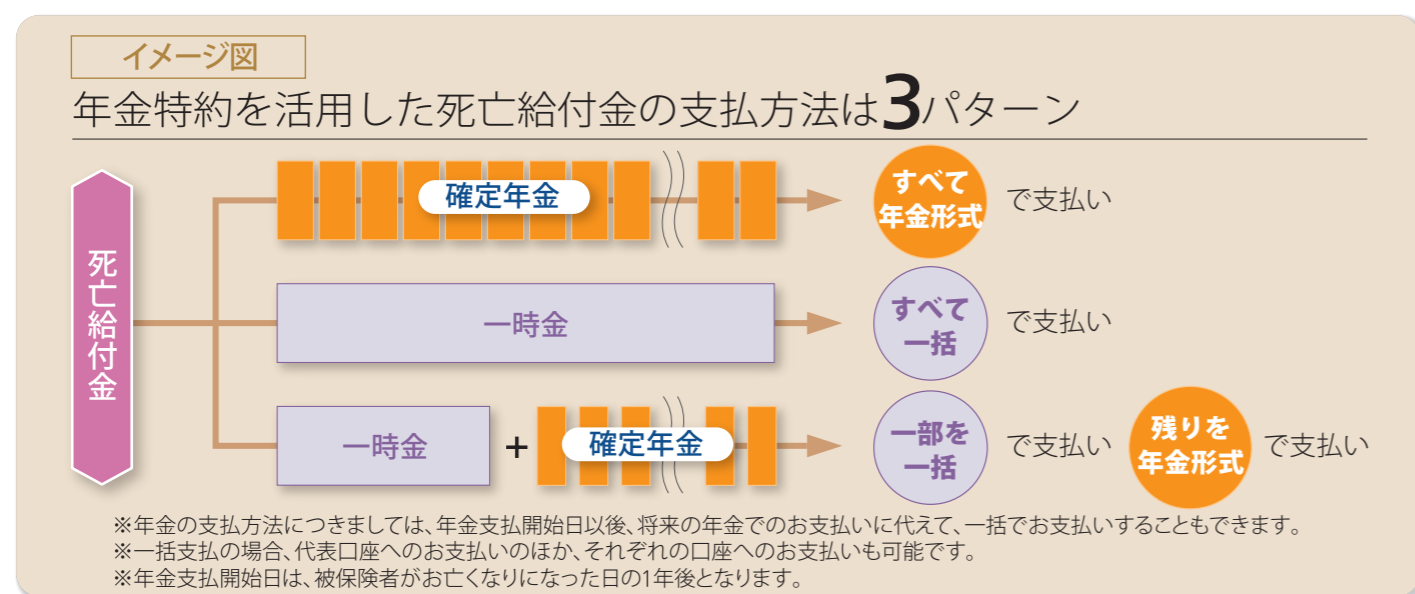
3. 保障内容

年金	年金支払開始日を迎えられた場合には、年金原資をもとにした年金をお支払いします。 ※年金額は年金原資に基づき、年金支払開始日における基礎率（予定利率、予定死亡率等）によって計算されるもので、ご加入時には将来受取る年金額は定まっています。
死亡給付金	万が一、据置期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金額（被保険者が死亡された日における「基本給付金額」「積立金額」のうちいずれか大きい金額）をお支払いします。 〔死亡給付金をお支払いできない場合〕 例えば、責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺の場合やご契約者・死亡給付金受取人の故意により死亡給付金のお支払事由に該当した場合にはお支払いできません。その他の事例につきましては「ご契約のしおり一約款」にて、詳細をご説明しておりますのでご確認ください。

4. 付加できる主な特約・特則

年金特約〔死亡給付金の年金支払〕

- 年金特約はこの商品のご契約時または据置期間中、死亡給付金のお支払事由が発生する前までに、ご契約者からお申し出いただくことにより付加できます。
- 年金特約を付加することによって、死亡給付金受取人に死亡給付金の全部または一部を年金でお支払いすることができます。



年金種類	確定年金
年金支払期間	5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年から選択いただけます。（*1）
年金受取人	死亡給付金受取人（*2）
年金支払開始日	年金基金設定日〔死亡給付金のお支払事由発生日〕の翌年の応当日
年金額	年金基金に充当した金額に基づき、年金基金設定日〔死亡給付金のお支払事由発生日〕における予定利率等によって計算されます。ただし、年金支払開始日における年金額が12万円に満たない場合は、一括でお支払いします。（年金受取人が複数の場合は、受取人ごとに判定します。）

*1 特約付加時または年金支払期間変更時に日本生命が取扱っている範囲内に限ります。

*2 年金受取人が複数の場合は、受取人ごとに年金特約を適用し、年金をお支払いします。

指定代理請求人による保険金等の請求に関する特則

- 年金受取人が年金を請求できないつぎの事情にあるときに、年金受取人に代わり請求を行うことができる人を指定できます。（ただし、被保険者と年金受取人が同一人である場合）
 - ・年金の請求を行う意思表示が困難であると日本生命が認めた場合
 - ・その他これに準じる状態であると日本生命が認めた場合
- 指定代理請求人は1名とし、つぎの範囲から指定していただきます。なお、指定代理請求人は年金の請求時においても、この範囲内であることを要します。
 - ・被保険者の戸籍上の配偶者 ・被保険者の直系血族 ・被保険者の兄弟姉妹
 - ・被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 詳細につきましては、「ご契約のしおり一約款」をご参照ください。

5. 解約払戻金

- この商品は預金とは異なり、一時払保険料から契約の締結に必要な費用を控除した後の金額を、「積立金（最低保証年金原資部分）」と「積立金（株価指数連動年金原資部分）」の2つの部分に分けて積立しています。積立金（最低保証年金原資部分）は、日本国債等を中心に運用し、市場金利の変動を積立金（最低保証年金原資部分）に反映しております。したがって、据置期間中の積立金（最低保証年金原資部分）の金額は、積立金（最低保証年金原資部分）に投入された金額を下回ることがあります。積立金（株価指数連動年金原資部分）は、株価指数の変動および経過期間に応じて変動します。また、米国株式型では、S&P500を円換算した値を株価指数として使用しているため、為替の変動によっても積立金（株価指数連動年金原資部分）が変動します。したがって、据置期間中の積立金（株価指数連動年金原資部分）の金額は、積立金（株価指数連動年金原資部分）に投入された金額を下回ることがあります。解約払戻金額は、上記を合計した据置期間中の積立金額と同額となります。したがって、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じることがあります。
- 詳細につきましては、「II 注意喚起情報（P.12）」をご参照ください。

6. お客様にご負担いただく諸費用等

- 詳細につきましては、「II 注意喚起情報（P.10）」をご参照ください。

7. ご契約の引受条件（平成22年4月現在）

被保険者*1	据置期間*2	ご契約時の年齢範囲		
	5年	契約年齢が0歳以上84歳以下（満年齢84歳6カ月以下）		
基本給付金額（一時払保険料）	7年	契約年齢が0歳以上82歳以下（満年齢82歳6カ月以下）		
	10年	契約年齢が0歳以上79歳以下（満年齢79歳6カ月以下）		
契約日	100万円以上（10万円単位） ただし、年金年額3000万円*3 超のご契約はお取り扱いできません。			
クーリング・オフ制度	責任開始日が1日から15日の場合、責任開始日が属する月の25日 責任開始日が16日から月末の場合、責任開始日が属する月の翌月10日 ※責任開始日とは、日本生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合には、一時払保険料のお払込日（着金日）となります。			
ご契約時に選択いただける年金の種類	10年確定年金のみ			
年金支払開始日前日に 選択いただける 年金の種類等*4	据置期間	5年	7年	10年
5年・10年・15年確定年金		5歳以上90歳以下	7歳以上90歳以下	10歳以上90歳以下
20年確定年金		5歳以上85歳以下	7歳以上85歳以下	10歳以上85歳以下
25年確定年金		5歳以上80歳以下	7歳以上80歳以下	10歳以上80歳以下
10年保証期間付終身年金		50歳以上90歳以下		
第1回年金支払日の変更*5	年金支払開始時に第1回年金支払日の変更が可能（1年単位）			
保険料払込方法	一時払（日本生命指定の金融機関口座へのお振込み）			
配当金	なし			

*1 ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方の同意が必要です。

*2 この商品は金利情勢等によってはお取り扱いできない据置期間があります。

*3 最低保証年金額（基本給付金額÷10年）を全ての日本生命の既加入年金商品（ニッセイ投資型年金除く）と合算します。

*4 変更日に日本生命が取扱っている範囲内に限ります。

*5 第1回年金支払日の変更は、年金支払開始年齢の範囲で最大5年まで、1回に限り取扱います。

※上記内容は将来変更する場合があります。

据置期間、一時払保険料等のお申込内容につきましては、ご契約の際に申込書にてご確認ください。

II 注意喚起情報

契約締結前交付書面（注意喚起情報）について

- この「契約締結前交付書面（注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みの際、特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 特に、給付金等をお支払いできない場合など、お客様にとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。
- なお、「8.既にご加入のご契約を解約・減額して、新たなご契約のお申込みをされる場合」は、お客様にとって不利益となる可能性がありますので、十分にご注意ください。
- この「契約締結前交付書面（注意喚起情報）」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおりー約款」に詳しく記載しておりますので、合わせてご確認ください。

「特にご注意いただきたい事項」のポイント		記載ページ
お客様にご負担いただく諸費用等について		10
解約払戻金額は一時払保険料を下回る場合があることについて		10
1	申込日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除ができます。	11
2	日本生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合には、一時払保険料のお払込みが完了したとき（お払込日）からご契約上の保障を開始します。	11
3	給付金等をお支払いできない場合があります。	11
4	解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。	12
5	生命保険会社が破綻した場合等には、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。	13
6	この商品は預金ではありません。	13
7	この保険には、配当はありません。 また、この保険のご契約者は、日本生命の運営に参加する「社員」とはなりません。	13
8	既にご加入のご契約を解約・減額して、新たなご契約のお申込みをされる場合は、お客様にとって不利益となる場合があります。	13
9	この保険には、「国内株式型」と「米国株式型」があります。 また、ご契約時に選択した保険契約の型は、それ以降変更できません。	14
10	責任開始日時点の「積立利率」「最低保証部分投入割合」「株価指数連動部分投入割合」「換算率」がご契約日より適用されます。	14
11	お客様からいただいた個人情報は、「個人情報保護方針」に定める「利用目的」の範囲内で利用いたします。	14
12	この保険は、健康状態や職業についての告知が不要です。	14
13	お申込みの生命保険の税金についてご確認ください。	15
14	生命保険契約に関するご要望・苦情等のお問合せ先についてご確認ください。	16
15	給付金等のお支払事由が生じた場合は、お早めに日本生命までご連絡ください。	16

お客様にご負担いただく諸費用等について

この商品にかかるお客様にご負担いただく諸費用等は「①ご契約締結時の費用」と「②据置期間中の費用」と「③年金支払期間中の費用」の合計額となります。

■ご契約締結時の費用

契約の締結に必要な費用であり、一時払保険料に下記割合を乗じた金額が差引かれます。

■据置期間中の費用

契約の維持等に必要な費用ならびに死亡給付金を最低保証するために必要な費用であり、あらかじめ保険契約関係費率等を控除したうえで積立利率を定めております。据置期間中の費用の総額は、一時払保険料に下記割合を乗じた金額となります。

ただし、据置期間中に年金額を確定した場合はこの限りではなく、日本生命所定の費用を控除します。

据置期間	5年	7年	10年
①ご契約締結時の費用	2.5%	3.5%	5.0%
②据置期間中の費用（総額）	1.7%	2.4%	3.6%
①+② 合計（一時払保険料に対して）	4.2%	5.9%	8.6%

■年金支払期間中の費用

つぎの費用を控除したうえで年金額は計算されます。

③年金支払期間中の費用 支払年金額に対して・・・1%

第1回年金支払日以降、年1回の年金支払日に責任準備金から控除します。

解約払戻金額は一時払保険料を下回る場合があることについて

■この商品は、一時払保険料から契約の締結に必要な費用を控除した後の金額を、「積立金(最低保証年金原資部分)」と「積立金(株価指数連動年金原資部分)」の2つの部分に分けて積立しています。積立金(最低保証年金原資部分)は、日本国債等を中心に運用し、市場金利の変動を積立金(最低保証年金原資部分)に反映しております。したがって、据置期間中の積立金(最低保証年金原資部分)の金額は、積立金(最低保証年金原資部分)に投入された金額を下回ることがあります。積立金(株価指数連動年金原資部分)は、株価指数の変動および経過期間に応じて変動します。また、米国株式型では、S&P500を円換算した値を株価指数として使用しているため、為替の変動によっても積立金(株価指数連動年金原資部分)が変動します。したがって、据置期間中の積立金(株価指数連動年金原資部分)の金額は、積立金(株価指数連動年金原資部分)に投入された金額を下回ることがあります。解約払戻金額は、上記を合計した据置期間中の積立金額と同額となります。したがって、**解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じることがあります。**

■保険料を借入金で調達した場合は、解約払戻金等で借入元金を返済できなくなることがあります。したがって、借入金を一時払保険料に充当してお申込みいただくことはできません。

■年金額は、年金原資に基づき、年金支払開始日における基礎率(予定利率、予定死亡率等)によって計算されるもので、**ご加入時には将来受取る年金額は定まっていません。**

クーリング・オフ制度

ご契約のしおり→ 6 ページ

1. 申込日から、その日を含めて8日以内であれば、
ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除ができます。

- 申込者またはご契約者は、ご契約の申込日（「契約締結前交付書面」の受領印を申込書に押印のうえ、お申込みいただいた日）から、その日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除ができます。

■お申し出方法

ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除をされる場合は、保険契約の申込日からその日を含めて8日以内の消印にて、下記の事項を記載した書面を日本生命宛郵送ください。

〈書面に記載いただく事項〉

- ①申込者またはご契約者の氏名（自署）・住所・電話番号 ②申込書と同一印の押印 ③お申込みを撤回する意思 ④申込番号（「契約申込書お客様控」の上部の9桁の数字） ⑤一時払保険料 ⑥取扱金融機関名、支店名、担当者名 ⑦返金先口座（銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人）

〈書面の郵送先〉

〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-6 文京グリーンコート
日本生命保険相互会社 ニッセイ投資型年金事務センター

責任開始期

ご契約のしおり→ 40 ページ

2. 日本生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合には、
一時払保険料のお払込みが完了したとき（お払込日）から
ご契約上の保障を開始します。

- 生命保険募集人は、お客様と日本生命の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からのお申込みに対して日本生命が承諾したときに有効に成立します。
- 一時払保険料（相当額）を日本生命が受取った日（日本生命指定の金融機関の口座に着金した日）が「お払込日」となります。
- 「契約日」は契約年齢や保険期間の基準となる日をいい、この保険では責任開始日と異なり、以下のとおりとなります。
 - ・責任開始日が各月の1日から15日となる場合は、責任開始日が属する月の25日
 - ・責任開始日が各月の16日から末日となる場合は、責任開始日が属する月の翌月10日

給付金等をお支払いできない場合

ご契約のしおり→ 41 ページ

3. 給付金等をお支払いできない場合があります。

代表的なものは、以下のとおりです。

- お支払事由に該当しない場合
- 免責事由に該当した場合
 - 一責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
 - 一ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人等の故意または重大な過失 等
- 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約が取消または無効とされた場合（この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。）
- 給付金等を詐取る目的で事故を招いたとき等、ご契約の存続を困難とする重大な事由が発生し、ご契約が解除された場合

解約および解約払戻金の水準

ご契約のしおり→ 42 ページ

4. 解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。

- この商品は預金とは異なり、一時払保険料から契約の締結に必要な費用を控除した後の金額を、「積立金（最低保証年金原資部分）」と「積立金（株価指数連動年金原資部分）」の2つの部分に分けて積立てます。解約払戻金額は、積立金（最低保証年金原資部分）と積立金（株価指数連動年金原資部分）を合計した据置期間中の積立金額と同額となります。したがって、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じることがあります。
- 解約払戻金の計算方法は、以下のとおりです。

$$\text{解約払戻金額} = \text{積立金（最低保証年金原資部分）} + \text{積立金（株価指数連動年金原資部分）}$$

■積立金（最低保証年金原資部分）の計算式

$$\text{積立金（最低保証年金原資部分）} = \left[\text{基本給付金額} \times \text{最低保証部分投入割合} \right] \times \left[\frac{\text{契約日における積立利率}}{1 + \text{契約日における積立利率}} \right]^{\text{経過期間}} \times \left[\frac{1 + \text{契約日における積立利率}}{1 + \text{積立金の計算日に計算される積立利率}^* + 0.3\%} \right]^{\text{残存期間}}$$

項目	内容
A	基本給付金額のうち、積立金（最低保証年金原資部分）に投入された金額
B	Aの金額について、契約日における積立利率を適用して、経過期間により計算した金額
C	Bの金額について、積立金の計算日における金利の変動を反映した金額

*1 積立金の計算日に計算される積立利率は、積立金（最低保証年金原資部分）を計算する時点における金利の変動を反映するために使用します。積立金の計算日に、ご契約時と同じ内容で新たにご契約いただくと仮定した場合に適用される積立利率となります。

■積立金（株価指数連動年金原資部分）の計算式

$$\text{積立金（株価指数連動年金原資部分）} = \left[\text{基本給付金額} \times \text{株価指数連動部分投入割合} \right] \times \text{換算率} \times \text{株価指数コールオプション}^* \text{ 1単位あたりの価格相当額}$$

項目	内容
A	基本給付金額のうち、積立金（株価指数連動年金原資部分）に投入された金額
B	Aの金額により、契約日において購入できる株価指数コールオプションの単位数
C	Bの単位数に株価指数コールオプション1単位あたりの価格相当額を乗じることにより計算した積立金（株価指数連動年金原資部分）の金額

*2 株価指数コールオプション1単位あたりの価格相当額は、株価指数コールオプション1単位あたりの価格に相当する金額として、株価指数の変動率および経過期間に応じて日本生命が約款「別表2 株価指数コールオプション1単位あたりの価格相当額」に定めた値となります。詳しくは「ご契約のしおり一約款」にてご確認ください。

- 基本給付金額を減額した場合は、最低保証年金額および積立金額も同時に同じ割合で減額されます。この場合、積立金（最低保証年金原資部分）および積立金（株価指数連動年金原資部分）も同時に同じ割合で減額されます。減額後の基本給付金額が100万円を下回る場合は、減額をお取扱いできません。
- 第1回年金支払日以後は解約および基本給付金額の減額はお取扱いできません。年金の一括支払の方法をご利用ください。
- 保険料を借入金で調達した場合は、解約払戻金等で借入元金を返済できなくなることがあります。したがって、借入金を一時払保険料に充当してお申込みいただくことはできません。
- 詳細につきましては、「ご契約のしおり一約款」をご参照ください。

生命保険契約者保護機構について

ご契約のしおり→ 8 ページ

5. 生命保険会社が破綻した場合等には、
保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 日本生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

預金ではないこと

6. この商品は預金ではありません。

- この商品は、日本生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、預金保険制度の対象とはなりません。
- この商品に関して、お支払事由が発生した場合、給付金等のお支払いに関する判断は日本生命が行います。
- この商品に関して、募集代理店（生命保険募集人）による保証はありません。

無配当であり、「社員」とはならないこと

ご契約のしおり→ 7 ページ

7. この保険には、配当はありません。また、この保険のご契約者は、
日本生命の運営に参加する「社員」とはなりません。

- 保険会社の形態には「相互会社」と「株式会社」があり、日本生命は相互会社です。相互会社は、保険業法で認められた保険会社独自の形態で、剰余金の分配のない保険契約を除き、ご契約者が契約の当事者になると同時に「社員」（構成員）として会社の運営に参加するというものです。
- この保険は、剰余金の分配のない無配当保険ですので、この保険のご契約者は、定款の規定（定款第6条第1項：当会社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。）により、日本生命の社員とはなりません。
- この保険のご契約者は、給付金等の請求権等保険約款に定める保険契約に関する権利のみを有し、総代の選出に関する権利、総代会の開催を要求する権利等の社員の権利を有しません。なお、ご契約者の主な義務として、保険約款に基づく保険料の払込義務等があります。

日本生命または他社のご契約の見直しを検討されているお客様へ

ご契約のしおり→ 8 ページ

8. 既にご加入のご契約を解約・減額して、新たにご契約のお申込みを
される場合は、お客様にとって不利益となる場合があります。

- 解約・減額の際にお払戻しできる金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後経過年数が短い場合は、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
- 解約・減額された場合は、解約・減額せずにご契約を継続された場合に比べて、配当金が少なくなります。
- 新たにご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除や詐欺による取消の規定等が適用されます。
- 新たにご契約については、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺の場合、または原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時前に生じている場合等には、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新たにご契約とで異なることがあります。例えば、新たにご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、主契約等の保険料が高くなります。
- 保障の見直しにあたっては、契約転換制度を利用する方法や増額・途中付加をする方法等もありますので、合わせてご確認ください。

2つの保険契約の型

ご契約のしおり→ 14 ページ

9. この保険には、「国内株式型」と「米国株式型」があります。
また、ご契約時に選択した保険契約の型は、それ以降変更できません。

- 「国内株式型」は日経平均株価[日経225]、「米国株式型」はS&P500（円換算）の株価指数の変動および経過期間に応じて、積立金（株価指数連動年金原資部分）が変動します。また、米国株式型では、S&P500を円換算した値を株価指数として使用しているため、為替の変動によっても積立金（株価指数連動年金原資部分）が変動します。お申込みにあたっては、十分にご検討のうえ、どちらか一方を選択してください。
- なお、ご契約時に選択した型（「国内株式型」「米国株式型」）は、それ以降変更できません。

適用される「積立利率」「投入割合」「換算率」

ご契約のしおり→ 19・23 ページ

10. 責任開始日時点の「積立利率」「最低保証部分投入割合」
「株価指数連動部分投入割合」「換算率」がご契約日より適用されます。

- 「積立利率」「最低保証部分投入割合」「株価指数連動部分投入割合」「換算率」は毎月1日と16日の2回設定されます。責任開始日（一時払保険料（相当額）のお払込日）における「積立利率」「最低保証部分投入割合」「株価指数連動部分投入割合」「換算率」がご契約日より適用されます。
- お申込みから責任開始日までの間に「積立利率」「最低保証部分投入割合」「株価指数連動部分投入割合」「換算率」が変更となった場合、責任開始日時点の「積立利率」「最低保証部分投入割合」「株価指数連動部分投入割合」「換算率」が適用されますのでご注意ください。
- また、契約日における株価指数は、責任開始日に応じた契約日末に日本生命が入手できる最新の終値となります。また、米国株式型の場合は、その株価指数に日本生命所定の為替レートを用いて円換算した値となります。詳しくは「ご契約のしおりー約款」にてご確認ください。

お客様の個人情報の取扱い

ご契約のしおり→ 11 ページ

11. お客様からいただいた個人情報は、「個人情報保護方針」に定める
「利用目的」の範囲内で利用いたします。

- お客様の個人情報の取扱いにつきましては、「ご契約のしおりー約款」および「お客様の個人情報について（申込書裏面）」に記載しておりますのでご確認ください。

告知不要

12. この保険は、健康状態や職業についての告知が不要です。

- この保険は、健康状態や職業についての告知が不要です。
- 日本生命職員または日本生命で委託した者が、お申込内容、または給付金等のご請求内容等を確認させていただくことがあります。

税金の取扱い

ご契約のしおり→ 49 ページ

13. お申込みの生命保険の税金についてご確認ください。(平成22年2月現在)

- 下記内容は、平成22年2月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。また、解約払戻金、死亡給付金、年金にかかる税金については、実際にお支払いが発生した時点の税法の取扱いになります。個別の税務取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

ご契約時

一時払保険料は、生命保険料控除の対象です。(個人年金保険料控除の対象とはなりません。)一時払のため、控除対象はご契約の年のみとなります。対象となるご契約は、納税する人が保険料を支払い、年金受取人、死亡給付金受取人が自己または配偶者その他の親族であるご契約となります。この場合、他の生命保険料と合算して、1年間の正味払込保険料の一定額が所得税と地方税(住民税)の課税対象となる所得から控除されます。

所得税の生命保険料控除額

年間正味払込保険料	控除される金額
100,000円を超えるとき	一律50,000円

住民税の生命保険料控除額

年間正味払込保険料	控除される金額
70,000円を超えるとき	一律35,000円

据置期間中にかかる税金

解約払戻金にかかる税金

解約払戻金と一時払保険料との差額(解約差益)のお取扱いは以下のとおりです。

年金種類	契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
確定年金	源泉分離課税(20%)	所得税+住民税(一時所得*1)
保証期間付終身年金	所得税+住民税(一時所得*1)	

*1 一時所得の場合は、他の所得と合算して所得税が総合課税されます。

死亡給付金にかかる税金

死亡給付金にかかる税金は契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

契約内容	ご契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
①ご契約者と被保険者が同一の場合	本人	本人	配偶者 (または子)	相続税
②受取人がご契約者自身の場合	本人	配偶者 (または子)	本人	所得税+住民税 (一時所得)
③ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者 (または子)	子 (または配偶者)	贈与税

※被保険者がお亡くなりになる前に年金特約を付加し、上記①③の契約形態の場合、年金受給権(年金として受取る権利)の評価額が課税対象となります。また、毎年の年金受取時には雑所得として所得税と住民税が課税されます。

[生命保険金の非課税限度額について]

ご契約者と被保険者が同一で、死亡給付金受取人がご契約者の法定相続人にあたる場合には、死亡給付金*2に対して相続税法上一定範囲[法定相続人の数×500万円]で非課税扱いとなります。また、被保険者がお亡くなりになる前に年金特約を付加した場合については、年金受給権(年金として受取る権利)の評価額に対し、相続税法上一定範囲[法定相続人の数×500万円]で非課税扱いとなります。

*2 保険契約が2件以上ある場合は、死亡給付金を合計します。

年金支払期間中にかかる税金

ご契約者が年金受取人の場合

年金の種類	毎年の年金のお受取り時	年金を一括で受取られる場合
確定年金	所得税+住民税(雑所得)	所得税+住民税(一時所得)
保証期間付終身年金		所得税+住民税(雑所得*3)

*3 保証期間付終身年金は、保証期間経過後に被保険者が生存している場合は年金が支払われますので雑所得扱いとなります。(注意)ご契約者が年金受取人でない場合は、年金支払開始時に相続税法上の年金受給権評価額に対して贈与税が課税されます。

ご要望・苦情等のお問合せ先

ご契約のしおり→ 12 ページ

14. 生命保険契約に関するご要望・苦情等のお問合せ先についてご確認ください。

- ご契約に関するご要望・苦情等につきましては、以下の連絡先へお問合せください。

日本生命保険相互会社

お客様専用フリーダイヤル: 0120-56-2186

携帯電話・PHSからもご利用になれます。

受付時間: 月~金曜日 9:00~17:00(祝日、12/31~1/3を除く)

生命保険に関する相談・照会・苦情等のお問合せについて

- 社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
 - また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1カ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会(あっせん委員)を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。
 - なお、この商品に係る認定投資者保護団体は社団法人生命保険協会です。
- ※認定投資者保護団体とは、金融商品取引法および関係法令により定められた商品の取引に係る消費者の苦情の解決や、争いのある場合のあっせんを行う民間団体です。

給付金等のお支払いについて

15. 給付金等のお支払事由が生じた場合は、お早めに日本生命までご連絡ください。

- お支払事由、ご請求手続き等につきましては、「ご契約のしおり一約款」をご確認ください。
- 日本生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 給付金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者が年金受取人となる年金について、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。(詳しくは「ご契約のしおり一約款」をご確認ください。)
- 指定代理請求人を指定されている場合は、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人にお伝えください。

III ご契約者への送付書類および送付時期について

ご契約成立時 ご契約が成立した日から数日後に送付

ご契約成立のお知らせ(仮パスワードのお知らせ)

- 仮パスワードは後に郵送する「生命保険証券」に記載の「証券記号番号(ログインID)」と合わせて、お電話もしくはインターネットでご契約内容の照会や積立金ターゲット値の設定・変更手続きなどのサービスをご利用いただく際に必要となるものです。



ご注意 被保険者の「契約年齢」について
 契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下のものは切捨て、6カ月を超えるものは切上げて計算します。

ご注意 ●この商品は、一時払保険料から契約の締結に必要な費用を控除した後の金額を「積立金(最低保証年金原資部分)」と「積立金(株価指数連動年金原資部分)」の2つに分けて積立金として積立しています。
 ●積立金(最低保証年金原資部分)は日本国債等を中心に運用し、市場金利の変動を積立金(最低保証年金原資部分)に反映しております。したがって、据置期間中の積立金(最低保証年金原資部分)の金額は、積立金(最低保証年金原資部分)に投入された金額を下回ることがあります。
 ●積立金(株価指数連動年金原資部分)は、株価指数の変動および経過期間に応じて変動します。また、米国株式型では、S&P500を円換算した値を株価指数として使用しているため、為替の変動によっても積立金(株価指数連動年金原資部分)が変動します。したがって、据置期間中の積立金(株価指数連動年金原資部分)の金額は、積立金(株価指数連動年金原資部分)に投入された金額を下回ることがあります。
 ●**解約等の際にお支払いする解約払戻金額は、上記を合計した据置期間中の積立金額と同額となります。したがって、解約払戻金額は、一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる場合があります。**

ご注意 「保険期間」について
 ご契約時の年金の種類は一律10年確定年金が設定されるため、保険期間は選択いただいた据置期間+10年となります。
据置期間 5年の場合 据置期間 5年+年金支払期間10年= 保険期間15年
据置期間10年の場合 据置期間10年+年金支払期間10年= 保険期間20年
 なお、年金支払開始時に一括支払および他の年金種類をお選びいただけます。
 ※ただし、変更日に日本生命が取扱っている範囲内となります。

ご契約日以降 ご契約日の翌営業日以降に送付

- 今後のお手続きの際に必要となりますので、お申込内容と相違がないかご確認のうえ、大切に保管いただきますようお願いいたします。

① 保険証券等に関する送付書類(簡易書留)

※契約日は責任開始日に応じて、以下のとおりになります。
 責任開始日が1日から15日の場合、責任開始日が属する月の25日 責任開始日が16日から月末の場合、責任開始日が属する月の翌月10日



お申込みいただいた金融機関名称を記載しております。

② 「ずっともっとサービス」に関する送付書類

【新規お客様ID発行の場合】



※その他、「ずっともっとサービス」に関するご案内等を同封いたします。
 既にお客様ID発行済みの場合は「お客様ID対象契約の追加手続き完了のお知らせ」を送付いたします。

据置期間中 年1回送付、契約応当日ごとに作成

ご契約状況のお知らせ(中面 国内株式型)



- 保険証券記号番号や受取人等、契約の基本内容を記載しています。
- 作成日時時点の解約払戻金額・死亡給付金額を記載しています。
- 契約日時および作成日時時点の積立利率を記載しています。
- 積立金ターゲット値を設定している場合、その値を記載しています。

年金支払開始時 年金支払開始の約1ヵ月前までに送付

- お手続き時に、年金の支払方法に加え、年金の種類等の変更について確認させていただきます。(年金でのお支払いに代えて、一括でお支払いすることもできます。)

※その他、各種お手続きが完了した際には、「お手続き完了のお知らせ」等を送付いたします。
 ※当書面記載の内容および書類イメージは将来変更することがあります。